

## アドバンス・ケア・プランニング普及啓発事業業務企画提案競技実施要領

### 1 目的

アドバンス・ケア・プランニング普及啓発事業業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の名称

アドバンス・ケア・プランニング普及啓発事業業務

### 3 業務の内容

別紙（業務委託仕様書）のとおり

### 4 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 委託料の上限額

4,219,120円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。

### 6 委託業者選定方法

企画書、見積書等の書類審査による企画提案競技方式とする。

### 7 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 県税に未納がないこと

### 8 企画提案競技実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

## 9 スケジュール

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 企画提案競技実施公告 | 令和8年5月28日(木)        |
| (2) 質問票受付期限    | 令和8年6月8日(月) 午後5時必着  |
| (3) 参加申込受付期限   | 令和8年6月10日(水) 午後5時必着 |
| (4) 企画書等提出期限   | 令和8年6月18日(木) 午後5時必着 |
| (5) 受託業者決定・通知  | 令和8年6月29日(月) 頃を予定   |

## 10 企画提案競技の方法

### (1) 質問票の提出 ※質問希望者のみ

提出期限 令和8年6月8日(月) 午後5時まで(必着)

- ① 提出方法 質問票(別紙1)に必要事項を記載の上、電子メール又はFAXにて提出すること。
- ② 回答は、原則として質問受付日から3日以内(土日・祝日は除く。)に質問者へ電子メールで送付する。なお、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。

### (2) 企画提案競技への参加申し込み

企画提案競技への参加を希望する者は、令和8年6月10日(水) 午後5時までに、別紙2(企画提案競技参加申込書)を電子メール又はFAXにて提出すること。

### (3) 企画書等の提出

#### ① 提出書類及び部数

(ア) 企画提案書 【7部(正本1部、副本6部)】

A4版の任意様式とし、仕様書及び別添の審査基準表に従って作成すること。  
なお、提案は1社1案とする。

(イ) 見積書(様式任意) 【7部(正本1部、副本6部)】

一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

(ウ) 誓約書(別紙3) 【1部】

(エ) 企画提案競技参加団体の概要 【1部】

下記の内容を記載し、A4版にまとめること。

(i) 参加者の基本情報(名称、所在地、代表者名)

(ii) 担当者(職氏名、連絡先(電話、FAX、電子メール))

(オ) その他の書類(任意) 【7部】

(i) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料

(ii) 類似業務の履行実績(直近2年以内)

② 提出期限 令和8年6月18日(木) 午後5時まで(必着)

③ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

### (4) 審査方法

別添の審査基準表に従い、最も優れた提案を選定する。

### (5) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず令和8年6月29日(月) 頃に参加者に通知する。

(6) 契約の締結等

- ① 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込がない時は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- ② 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

11 著作権

- (1) 今回作成する著作物の一切の著作権については県に帰属するものとし、県で今後実施する別の事業において使用できるものとする。
- (2) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

12 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (4) イベント等の開催場所として、イオンモール宮崎を想定している場合は、必ず県に相談することとする。

13 書類提出及び問合せ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
担 当	宮崎県福祉保健部 長寿介護課医療・介護連携推進室 地域包括ケア推進担当 坂本
電 話	0985-44-2605
F A X	0985-26-7344
電子メール	iryokaigo@pref.miyazaki.lg.jp